

令和 2 年 3 月

射水市議会定例会議案説明書

議案第 1 号

令和 2 年度射水市一般会計予算

議案第 2 号

令和 2 年度射水市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 3 号

令和 2 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 4 号

令和 2 年度射水市介護保険事業特別会計予算

議案第 5 号

令和 2 年度射水市水道事業会計予算

議案第 6 号

令和 2 年度射水市下水道事業会計予算

議案第 7 号

令和 2 年度射水市病院事業会計予算

議案第 8 号

令和元年度射水市一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 9 号

令和元年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 10 号

令和元年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 11 号

令和元年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 12 号

令和元年度射水市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

以上 12 議案については、別途説明につき説明省略

議案第 13 号

射水市職員の給与に関する条例の一部改正について

(説 明)

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)で定めるところにより、派遣職員に対して災害派遣手当を支給できるようにするため、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

支給対象者

他の地方公共団体等からの派遣職員が、次に掲げる区分に応じ、住所又は居所を離れて本市の区域内に滞在する場合に、災害派遣手当を支給するもの。

根拠規定	業務等	備考
災害対策基本法 (第32条第1項)	災害応急対策又は 災害復旧のため	「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法」において同条の規定を準用する場合を含む。
大規模災害からの 復興に関する法律 (第56条第1項)	復興計画の作成等 のため	

災害派遣手当の額

災害派遣手当の日額は、本市に滞在した期間及び利用施設の区分に応じた額とする。

利用施設の区分 滞在した期間	公用の施設又はこれに 準ずる施設	その他の施設
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考

- 「滞在した期間」とは、本市に派遣された職員が本市の区域の滞在地に到着した日から本市の区域を出発した日の前日までの期間とする。
- 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の施設以外の施設をいう。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 14 号

射水市行政不服審査法施行条例の一部改正について

(説 明)

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。以下「法」という。)の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

審査請求の手続において提出された書類等の写しの交付に係る手数料の規定については、法の規定を引用しており、法の改正により題名の改称及び引用条項が繰り下げられたことに伴い、本条例中の引用箇所について改正するもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 15 号

射水市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

(説 明)

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。以下「法」という。)の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

審査の手続における書面審理に関する規定については、法の規定を引用しており、法の改正により題名の改称及び引用条項が繰り下げられたことに伴い、本条例中の引用箇所について改正するもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 16 号

射水市債権管理条例の一部改正について

(説 明)

民法(明治 29 年法律第 89 号)の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

民法の改正により同法で定める法定利率が年 5 % から年 3 % に引き下げられ、将来的に法定利率が市中の金利動向と大きく離れたものになることを避けるため、3 年ごとに見直されることとなったことから、本条例で定める私債権の遅延損害金の計算に係る割合を「年 5 パーセント」から「民法に規定する法定利率」に改正するもの。

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

議案第 17 号

射水市印鑑条例の一部改正について

(説 明)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第 37 号)の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領が改正され、成年被後見人であっても、一定の条件を満たす場合は印鑑の登録の申請を受け付けることができるようになるため、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

印鑑の登録を受けることができない者のうち「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めるもの。

その他規定の整備を行うもの(字句の改正)。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 18 号

射水市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部改正について
(説 明)

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターに配置する主任介護支援専門員の定義を改めるもの。

その他規定の整備を行うもの(字句及び引用条項の改正)。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 19 号

射水市介護保険条例の一部改正について
(説 明)

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の49に規定する保健福祉事業の実施に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

被保険者が要介護状態等となることを予防するための事業について、介護保険法で定める保健福祉事業(被保険者や家族等の介護者を支援することとして、第1号被保険者からの保険料等を財源として実施する事業)に位置付けて実施することに伴い、当該事業に係る規定を追加するもの。

2 施行期日

令和2年4月1日

議案第 20 号

射水市立保育園条例の一部改正について

(説 明)

令和 2 年 4 月に新湊保育園及び新湊西部保育園を統合し、民営化することに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

第 2 条の表から新湊保育園及び新湊西部保育園の名称及び位置を削るもの。

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

議案第 21 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

(説 明)

射水市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成 17 年射水市告示第 6 号)による補助金の交付に関する事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 9 条第 2 項の規定により、個人番号(マイナンバー)を利用し、情報連携を行うことができる事務として、本条例で規定しているところ、当該事務を廃止することに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

射水市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱による補助金の交付に関する事務を廃止することに伴い、当該事務に係る規定を削除するもの。

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

議案第 22 号

射水市営住宅条例等の一部改正について

(説 明)

民法(明治29年法律第89号)の一部改正に伴い、関係条例について規定の整備を行うもの。

また、立町特定公共賃貸住宅の入居率の向上を図るため、当該住宅の一部について、特定公共賃貸住宅から市営住宅に用途変更を行うことに伴い、関係条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

民法の一部改正に伴う規定の整備(第1条から第3条まで関係)

ア 滞納家賃等の弁済に敷金を充てることについて

市営住宅等の入居者に家賃等の滞納がある場合、市は、その弁済に敷金を充てることのできる旨の規定を明文化するもの。

イ 不正入居者に住宅の明渡し請求をする際の利息の見直し

不正な行為によって市営住宅等に入居した者に対する請求額の算定に用いる利息の利率を「年5パーセント」から「民法に規定する法定利率」に改正するもの。

立町特定公共賃貸住宅の一部について、市営住宅に用途変更を行う改正(第1条及び第2条関係)

ア 市営住宅の定義に、特定公共賃貸住宅の用途の変更を行い賃貸する住宅を追加するとともに、市営住宅の名称及び位置の規定に、「立町市営住宅」を追加するもの。

イ 立町特定公共賃貸住宅の戸数の総数18戸のうち、現在空室の11戸について、低額所得者向けの市営住宅として用途の変更を行うもの。

その他規定の整備を行うもの(引用条項及び字句の改正)。

2 関連条例

射水市営住宅条例(第1条関係)

射水市特定公共賃貸住宅条例(第2条関係)

射水市都市再生住宅条例(第3条関係)

3 施行期日

令和2年4月1日。ただし、1 に係る改正規定については、条例公布の日

議案第 23 号

射水市水道事業の設置等に関する条例及び射水市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

(説 明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除に関する規定については、法の規定を引用しており、法の改正により当該引用条項が繰り下げられたことに伴い、本条例中の引用条項について改正するもの。

その他規定の整備を行うもの（字句の改正）。

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日。ただし、1 に係る改正規定は、条例公布の日

議案第 24 号

射水市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

(説 明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除に関する規定については、法の規定を引用しており、法の改正により当該引用条項が繰り下げられたことに伴い、本条例中の引用条項について改正するもの。

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

議案第 25 号

射水市監査委員条例の一部改正について

(説 明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

請求又は要求による監査に関する規定については、法の規定を引用しており、法の改正により当該引用条項が繰り下げられたことに伴い、本条例中の引用条項について改正するもの。

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

議案第 26 号

射水市ふれあいサロン条例の廃止について

(説 明)

射水市ふれあいサロン（新湊中央ふれあいサロン及び大島憩いのサロン）は、高齢者福祉に係る取組が、行政主体の活動から、高齢者の誰もが、住んでいる身近な地域で気軽に参加できる住民主体の活動へ移行していることに伴い、令和 2 年 3 月 31 日をもって廃止するため、条例を廃止するもの。

施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

議案第 27 号

動産の取得について

(説 明)

令和 2 年 2 月 19 日に指名競争入札に付した(仮称)複合交流施設什器(厨房機器)の購入について、議会の議決を求めるもの(地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号、同法施行令第 121 条の 2 第 2 項(別表第 4)、同法施行令第 167 条、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条)。

名 称	取得の方法	取得価格	契約の相手方	納 期
(仮称)複合交流施設什器(厨房機器)	指名競争入札による契約	28,050,000円 (うち消費税等 2,550,000円)	高岡市赤祖父272番地 ホシザキ北信越株式会社 高岡営業所 所長 山岸 克彰	令和2年 6月24日

議案第 28 号

海竜スポーツランド熱源更新工事請負契約について

(説 明)

令和 2 年 2 月 18 日に制限付き一般競争入札に付した海竜スポーツランド熱源更新工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの(地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号、同法施行令第 121 条の 2 第 1 項(別表第 3)、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条)。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
管工事	332,200,000円 (うち消費税等 30,200,000円)	制限付き一般競争入札による契約	菱機工業・丸芳工業海竜スポーツランド熱源更新工事共同企業体 代表者 富山市黒瀬北町二丁目17番地6 菱機工業株式会社富山支店 取締役支店長 大野 賢治 構成員 射水市三ヶ2488番地3 丸芳工業株式会社 代表取締役 稲積 茂	契約締結の日 ~ 令和3年 2月26日

議案第 29 号

射水市本江コミュニティセンター改築（建築主体）工事請負契約の一部変更について
（説 明）

令和元年 6 月 27 日に議決を経て締結した射水市本江コミュニティセンター改築（建築主体）工事請負契約について、解体予定の既存コミュニティセンター外壁に石綿が発見され、除去工事を実施するため、契約内容の一部を変更したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号、同法施行令第 121 条の 2 第 1 項（別表第 3）射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条）。

1 変更内容

契約金額

変 更 前：343,200,000 円（うち消費税等 31,200,000 円）

変 更 後：370,590,000 円（うち消費税等 33,690,000 円）

増加金額：27,390,000 円（うち消費税等 2,490,000 円）

原契約内容

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
建築主体 工事	343,200,000 円 （うち消費税等 31,200,000 円）	制限付き一般 競争入札によ る契約	北海工業・米田木材射水市本江コ ミュニティセンター改築（建築主 体）工事共同企業体 代表者 射水市足洗新町一丁目 101 番地 北海工業株式会社 代表取締役 石村 正男 構成員 射水市庄川本町 16 番 3 号 米田木材株式会社 代表取締役 米田 大樹	令和元年 6月27日 ~ 令和2年 3月25日

議案第 3 0 号

字の区域の変更について

(説 明)

射水市赤田第二土地区画整理事業に伴う換地処分のため、字の区域を変更する必要が生じたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

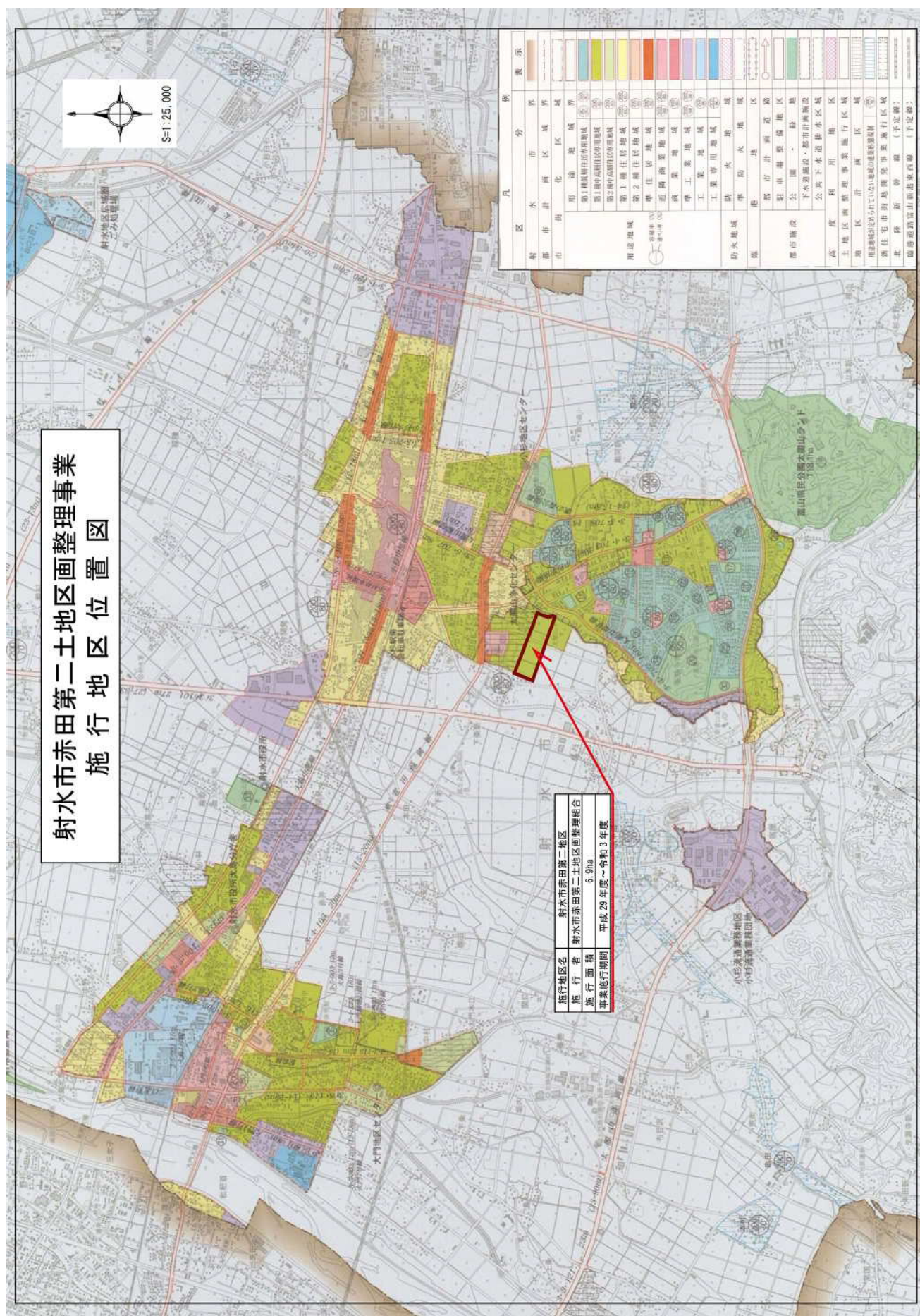
施行期日 換地処分の公告があった日の翌日

地籍調書

字の区域の変更に関するもの

市町村名	大字名	筆数	地積（㎡）	備 考
射水市	橋下条	9 0	63,174.64	一条に編入

S=1:25,000



議案第 3 1 号

指定管理者の指定について

(説 明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
放生津コミュニティセンター	放生津地域振興会 射水市立町10番20号 会長 松原 穂積
新湊コミュニティセンター	新湊地域振興会 射水市本町一丁目12番24号 会長 渋谷 公一
塚原コミュニティセンター	塚原地域振興会 射水市松木761番地 会長 尚和 清信
三ヶコミュニティセンター	三ヶ地域振興会 射水市三ヶ1045番地1 会長 川腰 喜久雄
戸破コミュニティセンター	戸破地域振興会 射水市戸破2917番地1 会長 瀬木 昭博
橋下条コミュニティセンター	橋下条地域振興会 射水市橋下条1771番地 会長 寺林 志朗
金山コミュニティセンター	金山地域振興会 射水市青井谷1648番地 会長 中波 博英
大江コミュニティセンター	大江地域振興会 射水市大江201番地 会長 宮崎 松雄
池多コミュニティセンター	池多地域振興会 射水市池多633番地 会長 向野 哲雄
南太閤山コミュニティセンター	南太閤山地域振興会 射水市中太閤山13丁目3番地1 会長 高島 秀五郎

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
浅井コミュニティセンター	浅井報徳地域振興会 射水市島 1 3 9 4 番地 1 会長 松本 孝男
櫛田コミュニティセンター	櫛田地域振興会 射水市串田 8 6 4 番地 1 会長 金田 龍弘
大島コミュニティセンター	大島地域振興会 射水市小島 7 0 3 番地 会長 石黒 勝久

2 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで（ 3 年間）。ただし、大島コミュニティセンターは、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで（ 1 年間）

3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	今回指定管理者となる各地域振興会は、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という協働参画意識のもと、いきいきと安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、地域コミュニティの活性化を図りながら、地区を豊かで安全な住みやすい地域にするために寄与することを目的に設立された。 この間、市民協働事業として、敬老会の開催や公園の維持管理、地域ぐるみ除排雪事業を実施する等、地域住民主体のまちづくりに鋭意取り組んでいる。 また、各地域振興会は、各地区に所在するコミュニティセンターに事務所を設置しており、施設概要等に熟知している団体である。
過去の実績	放生津地域振興会 放生津コミュニティセンター 平成 2 4 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで 新湊地域振興会 新湊コミュニティセンター 平成 2 3 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで 塚原地域振興会 塚原コミュニティセンター 平成 2 6 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで

区分	内容
過去の実績	三ヶ地域振興会 三ヶコミュニティセンター 平成23年4月1日から令和2年3月31日まで 戸破地域振興会 戸破コミュニティセンター 平成24年4月1日から令和2年3月31日まで 橋下条地域振興会 橋下条コミュニティセンター 平成24年4月1日から令和2年3月31日まで 金山地域振興会 金山コミュニティセンター 平成24年4月1日から令和2年3月31日まで 大江地域振興会 大江コミュニティセンター 平成24年4月1日から令和2年3月31日まで 池多地域振興会 池多コミュニティセンター 平成24年4月1日から令和2年3月31日まで 南太閤山地域振興会 南太閤山コミュニティセンター 平成23年4月1日から令和2年3月31日まで 浅井報徳地域振興会 浅井コミュニティセンター 平成24年4月1日から令和2年3月31日まで 櫛田地域振興会 櫛田コミュニティセンター 平成24年4月1日から令和2年3月31日まで 大島地域振興会 大島コミュニティセンター 平成24年4月1日から令和2年3月31日まで

4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、施設の維持管理が主たる業務であることを考慮した。なお、大島コミュニティセンターについては、令和3年度に施設の移転を予定していることから、指定の期間を1年とした。

5 指定管理の内容

- コミュニティセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- コミュニティセンターの利用の承認に関すること。
- コミュニティセンターの利用料金に関すること。

6 指定管理者の選定理由

コミュニティセンターの指定管理については、その設置目的である市民の主体的なまちづくりを行うため、公募は行わず、地域振興会を指定管理者としている。

各地域振興会は、これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っており、引き続き指定管理者として選定するもの。

議案第32号

損害賠償額の決定について

(説明)

射水市民病院で発生したＣＴ読影結果のカルテ記載漏れによる事例に関し、次のとおり和解を成立させ、損害賠償額を定めたいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第96条第1項第13号、地方公営企業法第40条第2項及び射水市病院事業の設置等に関する条例第6条）。

1 損害賠償の相手方

射水市在住1名

2 損害賠償額

24,536,060円

3 事例の概要

相手方の配偶者について、平成26年9月1日にＣＴ検査を行い、腹部大動脈瘤を認めため、経過観察を行っていた。このことについて、「経過観察中」であるカルテ記載はあるが、本人及び家族への説明記載はなく、その後の定期受診時も「経過観察」のカルテ記載はあるが、平成27年7月以降カルテ記載漏れとなり、平成30年11月11日に救急受診後、腹部大動脈瘤破裂により死亡されたもの。

報告第 1 号

専決処分の報告について

(説 明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

和解及び損害賠償額の決定

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
5	令和元年12月4日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 27,540円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外1法人 3 事由 刈払機での除草作業に伴う飛び石による車両破 損事故 発生日 令和元年9月5日 場 所 射水市立新湊南部中学校